

# 射水市競争入札における設計違算に関する事務取扱要領

令和 2 年 10 月 30 日

告示 239 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、射水市発注の競争入札における透明性及び公正性を確保するため、入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計違算 設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等による設計金額の誤りをいう。
- (2) 設計違算が軽微であること 当初の設計金額と設計違算を訂正し積算した設計金額の差額が、当初設計金額の 5%以下であり、かつ、射水市契約規則（平成 17 年射水市規則第 29 号）第 20 条第 1 項各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額以下であることをいう。

(開札前の対応)

第 3 条 入札の公告後又は指名通知後から開札前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札の手続を中止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合は、入札の手続を続行するものとする。

- (1) 当該設計違算が軽微であること。
- (2) 当該入札に係る質問の回答期限までに、設計違算の訂正内容等を入札参加者に周知すること。

(落札決定前の対応)

第4条 開札後から落札者決定前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札に係る手続を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合は、入札の手続を続行するものとする。

- (1) 当該設計違算が軽微であること。
- (2) 落札候補者に変更が生じないこと。
- (3) 落札候補者から設計違算に係る契約変更の同意が書面で得られること。

(契約締結前の対応)

第5条 落札者決定後から契約締結前までの間に設計違算があったことが判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札者の決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、次の条件を全て満たす場合は、入札の手続を続行するものとする。

- (1) 当該設計違算が軽微であること。
- (2) 落札者に変更が生じないこと。
- (3) 落札者から設計違算に係る契約変更の同意が書面で得られること。

(契約締結後の対応)

第6条 契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、契約の相手方と協議し、当該契約を解除する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更契約を締結するものとする。

- (1) 当該契約の解除が及ぼす影響、契約の履行状況等を考慮すると契約を解除し難い場合
- (2) 設計違算が軽微であり、かつ、落札者の決定に変更が生じない場合

2 前項本文の場合において、契約の相手方に損害を及ぼしたときは、市

は、その損害を賠償するものとする。

(公表)

第7条 第3条により入札の手続を中止とし、第4条又は第5条により入札に係る手続を取り消しとし、又は前条により契約を解除する場合は、速やかにホームページにより公表するものとする。なお、その期間は2週間とする。

2 第5条により入札に係る手続及び落札者の決定を取り消した場合又は前条により契約を解除する場合は、速やかに報道機関へ情報提供を行うものとする。

(準用)

第8条 予定価格、調査基準価格、失格基準価格等の設定の誤りについては、この規程を準用する。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。